

I 基本施策の推進

	人権教育	人権啓発	相談・支援体制の充実
①基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●人権の基本理念に対する理解を深めるとともに人権感覚を高める ●一人ひとりが能力を発揮し、自己実現を図る ●様々な個性や価値観を認め、他者の立場になって考え行動できる態度を身につける ●自発的な学習のための環境づくり 		—
②施策の実施方針等	<p>1 家庭教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、命や人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるよう支援します。 ・子育てに関する学習機会や情報を提供し、地域全体で子育てに取り組む体制づくりを進めます。 <p>2 就学前教育・学校教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自尊心を高めるとともに人権感覚の育成を図り、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育みます。 ・推進体制の充実を図り、安心して学ぶことのできる環境づくりを進めます。 ・自分の生活と結びつけながら主体的に学ぶことのできる環境づくりを進めます。 ・家庭・地域と連携した教育・保育活動を進めます。 <p>3 社会教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の精神を日常の生活で具現化できるよう、学習環境づくりに努めます。 ・人権問題についての正しい理解と認識を培うために、学習内容や方法を工夫します。 ・地域の連帯意識に支えられた住みよいまちづくりをめざし、県民の自主的な学習活動を支援します。 	<p>1 県民に対する人権啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な啓発媒体を効果的に活用して行います。 ・共感を生むように工夫し教材を作成します。 ・自主的な学習の支援と県民参加の促進を行います。 ・様々な人権啓発の実施主体との連携を図ります。 <p>2 事業者に対する人権啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権が尊重される明るい職場づくりを推進します。 ・公正な採用選考システムの確立に努めます。 ・関係機関等との連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な相談窓口の設置・運営を支援します。 ・専門的な相談窓口を充実します。 ・相談機関の連携を図ります。 ・相談窓口のPRに努めます。 ・相談員等の資質向上と体制強化を図ります。
③現状と課題 (「令和3年度(2021年度)滋賀県人権施策基本方針および滋賀県人権施策推進計画関連施策実施状況(概要版)」より抜粋)	<p>人権施策基本方針に掲げる人権の基本理念の観点から、日常生活のあらゆる場面において、人権感覚を高めるための教育・啓発の取組は、県民の人権尊重の意識の浸透に一定の成果をあげてきました。</p> <p>人権に関する県民意識調査(令和3年度(2021年度))では、今の滋賀県は「人権が尊重される社会」になっていると思うと答えた人の割合は56.3%となり、これまでの人権啓発の取組が徐々に浸透してきていると考えられます。その一方で、人権が尊重される社会の実現に向けての考え方については、「自分も実現に向けて努力したい」と答えた人の割合は39.3%で最も高くなったものの、「特に考えていない」は23.1%、「なりゆきにまかせる」は21.3%となるなど、課題も見られる状況です。</p> <p>こうしたことから、県民が人権について理解を深め、主体的な行動につなげていけるよう、学校や家庭、職場、地域社会のそれぞれの場において、関係機関と連携した教育・啓発活動にさらに取り組むとともに、人権が日々の日常生活に深く関わっていることを理解し、考えていただくきっかけとなるよう、生活に根ざしたより身近な切り口で啓発テーマを設定し、啓発手法を工夫しながら、特に人権に関心の低い人等に対する研修や啓発の機会を提供しています。</p>		<p>人権が尊重される社会を築くためには、人権教育・啓発とならんで、人権を侵害された被害者に対して実効的な救済を図ることが重要です。</p> <p>人権侵害の法的救済については、法務省や裁判所など国の専管事項ですが、現状の裁判所による司法的救済や法務省の人権擁護機関による人権擁護事件の調査処理制度は、実効的な救済という観点からは、それぞれ制約や限界があります。このため、法的措置を含め、実効性のある救済制度の早期確立を継続して国に要望しています。</p> <p>また、県内の人権相談窓口は、国や県、市町、各機関等に設けられていますが、これらの機関が相互に連携を図るとともに、速やかで適切な対応が行えるよう、相談・支援体制の充実を図っています。</p> <p>さらに、人権に関する県民意識調査(令和3年度(2021年度))では、人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人に対し、人権侵害を受けたときの対応についてたずねたところ、「何もなかった」と答えた人は32.3%となっており、前回(平成28(2016)年度)調査の39.4%より減少したものの、依然として課題が見られることから、より多くの人が適切な相談機関につながるよう、相談窓口の一層の周知に努めています。</p>
④施策・事業の実施例 (令和3～4年度)	<p>1 家庭教育</p> <p>○家庭教育活性化推進事業</p> <p>核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなどの現状がある中で、家庭教育支援チームによる支援活動が必要とされているため、家庭教育支援員を養成するとともに、企業やPTAへの学習機会の提供を行う。</p> <p>2 就学前教育・学校教育</p> <p>○学びの礎ネットワーク推進事業</p> <p>学区の関係者が課題や背景を共有し、困難な状況にある子どもにも焦点をあてながら、課題解決に向けた連携・協働した実践活動を進めたり支援体制を構築したりして自尊心を高める。</p> <p>3 社会教育</p> <p>○子どもを支える人権のまちづくり促進事業補助金</p> <p>困難を抱える児童生徒が多く特別な配慮が必要と認められる地域において、地域総合センター(教育集会所等)や公民館等の社会教育関連施設を核として、子どもたちの確かな進路を切りひらくため必要な家庭の教育力の向上を目指した取り組みに対して補助金を交付する。</p>	<p>1 県民に対する人権啓発</p> <p>○人権啓発活動(人権全般分)</p> <p>県民の人権意識の高揚を図るため、全戸配布の広報誌の発行をはじめ、さまざまなメディアを活用した啓発活動等を行う。</p> <p>【啓発活動の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアミックス啓発(テレビCM、ラジオCM、新聞、地域情報誌、ポスター、人権啓発床シール、啓発物品(メモ帳)、映画広告、インターネット広告(Yahoo・YouTube・Twitter・Facebook、Instagram等) ・広報誌「ふれあいプラスワン」 ・メールマガジン(県HP)「じんけん通信」 ・じんけんミニフェスタ ・人権ふれあい啓発(イベント会場・商業施設等での啓発) ・インターネット人権啓発(研修会の開催、中学生向け啓発リーフレットの配布等) ・スポーツ組織と連携した啓発活動 ・若年層向け人権啓発講義 等 <p>2 事業者に対する人権啓発</p> <p>○企業内人権啓発推進等事業</p> <p>企業に対して公正な採用選考の実施、差別のない明るい職場づくりなどを推進するため、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班の設置や研修会の開催、市町が行う啓発事業への助成を行う。</p>	<p>○総合的な相談窓口の設置・運営</p> <p>人権に関する総合的な相談窓口として、(公財)滋賀県人権センターが設置する人権相談室の運営を支援する。</p> <p>○専門的な相談窓口の充実</p> <p>人権に関する様々な相談に対応するため、女性や子どもに関する相談をはじめ、高齢者や障害者の権利擁護に関する相談、外国人の生活相談、エイズや医療安全に関する相談、犯罪被害者等に関する相談、労働相談、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害など、専門的な相談窓口の充実を図る。</p> <p>○相談機関の連携、相談窓口のPR、相談員等の資質向上と体制強化</p> <p>様々な人権に関する悩みに対しての解決支援ができるよう、国・県・市町などの53の関係機関で「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」を組織し、連携を図る。また、多くの方に人権相談窓口を知っていただくため、相談窓口の一覧リーフレットを配布する。</p> <p>さらに、相談実務のスキルアップと参加機関相互の連携を図るため、様々な人権課題について理解を深め、対応方法などについて情報共有や意見交換を行う場を提供する。</p>
⑤今後の方向性 (「令和3年度(2021年度)滋賀県人権施策基本方針および滋賀県人権施策推進計画関連施策実施状況(概要版)」より抜粋)	<p>令和3年度(2021年度)に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果では、人権啓発に触れた回数が多い人ほど人権意識も高くなっていることから、人権に関心が低い人等への啓発が更に必要となっています。そこで、テレビや新聞、インターネットなど様々な媒体を活用した広報や参加型のイベントの開催、広報誌や啓発冊子の発行など、県民が人権啓発に接触する機会を更に増やしていけるよう創意工夫しながら、県民意識調査の結果も分析し、対象者の年齢層を意識した効果的な啓発に努めます。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響によって参加型イベント等の啓発事業の実施に制約がある状況は当面の間、継続するものと考えられます。そのため、感染症対策にも配慮しながら、限られた条件の中で可能な限り有効な啓発が行えるよう、実施方法を工夫するほか、事業の実施が不可能と判断される場合は、代替事業の検討・実施等により、啓発の効果が失われないよう、柔軟な対応に努めます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症に関しては、感染者やその家族、医療従事者等に対する様々な差別や誹謗中傷、ワクチン接種に関連したハラスメント等が今後も発生する可能性があることから、そうした人権侵害を防止するため、様々な媒体を活用した啓発に引き続き取り組みます。</p>		<p>社会の情勢の変化に伴って人権に関する課題は多様化・複雑化しており、各分野の相談体制の充実はもちろんのこと、個々の相談機関では対応が困難な場合や他の相談機関での対応のほうが適切な場合などがあります。そのため、今後も引き続き人権相談窓口が設けられている行政機関・団体等の連携強化を図るとともに、相談窓口の存在を知らずに一人で悩みを抱え続けることがないよう、相談窓口の周知に努めます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害についても、差別等の被害に遭った人が速やかに相談窓口につながるよう周知を継続するとともに、被害からの速やかな回復が可能となるよう人権侵害対応チームで対応を図るなど、感染症対策部局を含む関係機関・団体等との連携強化に努めます。</p>

○滋賀県人権施策推進計画に基づく施策の実施状況について

II 重要課題への対応（対象者別）

	①女性	②子ども	③高齢者
<p>①施策の実施方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域における男女共同参画の推進 ・働く場における男女共同参画の推進 ・男女の人権尊重と安心して暮らせる社会づくり ・総合的・計画的な関連施策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが尊重される社会環境づくりの推進 ・児童虐待防止総合対策の推進 ・社会全体で子育て・子育てを支える ・不登校への対応 ・いじめへの対応 ・ひとり親家庭に対する支援の推進 ・子どもの貧困対策の推進 ・総合的・計画的な関連施策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命の延伸と高齢者の社会参加の推進 ・医療福祉・在宅着取りの推進 ・地域包括ケアの推進 ・認知症対策の推進 ・高齢者虐待の防止と権利擁護 ・総合的・計画的な高齢者施策の推進
<p>②現状と課題 （「令和3年度（2021年度）滋賀県人権施策基本方針および滋賀県人権施策推進計画関連施策実施状況（概要版）」より抜粋）</p>	<p>少子高齢化や単身世帯の増加など、家庭や地域を取り巻く環境が変化中、家族の絆、地域の絆を大切に、活力ある地域社会を築くためには、防災やまちづくりなど、地域の様々な活動や方針決定の場への女性の参画を進めながら、男女が共に支え合える環境づくりを進めていくことが求められています。</p> <p>しかしながら、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識をみると、令和元年度（2019年度）男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査では、「同感しない」割合は59.5%と過半数を超え、徐々に増加しつつあるものの、「同感する」割合は34.8%となっており、固定的な性別役割分担意識の解消は十分には進んでいない状況です。</p> <p>また、人権に関する県民意識調査(令和3年度（2021年度）)では、女性の人権についてどのようなことが問題だと思うかたずねたところ、「社会において、家事・育児や介護などを男女が共同して担う社会の仕組みが十分に整備されていないこと」と答えた人の割合が最も高く、次いで「家庭において、「男は仕事、女は家事・育児」など男女の固定的な役割分担意識があること」、「職場において、採用あるいは昇進などで男女の待遇に違いがあること」の順となっています。</p> <p>本県では女性の労働力率のM字カーブの谷が浅くなってきている一方、職に就いていない女性の多くが就労を希望している状況があることから、女性が仕事と家庭を両立し、能力を十分に発揮できるような取組を進める必要があります。また、事業主や職場の上司の意識改革を進め、男女ともワーク・ライフ・バランスを実現し、いきいきと暮らせる環境づくりを進めることも重要です。</p> <p>被害者の多くが女性であるドメスティック・バイオレンス（DV）、配偶者や恋人からの暴力）、セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）、性犯罪、売買春、ストーカー行為など、男女間のあらゆる暴力は、決して許されるものではなく、誰もが人権を尊重される男女共同参画社会の実現に向け、重大な人権侵害として根絶しなければなりません。これらの暴力の背景には、男女が置かれている経済的な状況や固定的な性別役割分担意識などがあることから、暴力を許さない社会に向けた意識啓発や相談支援などの充実を推進しています。</p>	<p>滋賀県における令和3年（2021年）の合計特殊出生率は1.46と、全国の1.30と比較すると高い水準にありますが、人口維持に必要とされる人口置換水準の2.07を大きく下回っています。</p> <p>少子化の背景には、子育て世代の子どもを育てるための経済的負担や、若者の非正規雇用が増加し、定職に就けず家庭が持ちにくくなっていることなどがあります。子育て家庭や子ども・若者を取り巻く環境は、子育ての負担感や不安感の増大、児童虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）の相談件数やいじめの認知件数の増加、児童生徒の不登校、子どもの貧困、有害情報の氾濫、非正規雇用の増加やニート、ひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化など厳しさを増してきています。</p> <p>特に、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待に関する相談件数は、社会全体の関心の高まりもあり、平成28年度（2016年度）の6,062件から令和2年度（2020年度）の8,201件と年々増加しています。県内には現在3か所の子ども・家庭相談センターが設置されており、県、市町、関係機関そして県民の連携のもと、子どもの権利利益の擁護の観点から児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応から子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）、子どもの自立まで、切れ目のない総合的な支援を行うことが求められています。国においては、令和2年（2020年）4月に改正児童虐待防止法が施行され、親権者等による「しつけ」を名目とした体罰の禁止が明文化されるなど、子どもを虐待から守るための制度の拡充が進められています。</p> <p>また、いじめが原因である事件・事象が全国で発生しており、いじめは学校を含めた社会全体の課題であることから「いじめ防止対策推進法」が制定されました。県では、同法に基づき策定した「滋賀県いじめ防止基本方針」を平成29年（2017年）に改定し、いじめの問題への対応を学校だけではなく社会における重要課題と位置づけるとともに、インターネット上のいじめへの対応や関係機関との連携強化などの対策を追加し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しています。</p>	<p>滋賀県の総人口における65歳以上の高齢者の割合は令和4年（2022年）1月1日現在で26.7%であり、高齢者数がピークとなる令和27年(2045年)頃には、今より約6万人多い43万3千人、高齢化率は34.3%になる見込みです。</p> <p>また、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる令和7年(2025年)を間近に控え、さらに「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)に向けて、本県でも各地域の実情に応じたサービス基盤・人的基盤の確保や、「支え手」「受け手」という関係を超えて地域を共に創っていく社会の実現が重要となってきます。</p> <p>こうした状況を踏まえ、本県では介護保険事業の実施主体である市町や関係団体などとともに、2040年を見据えながら、滋賀の「医療福祉」の一層の充実を目指すこととして、「レイカティア滋賀 高齢者福祉プラン」を令和3年（2021年）3月に改定しました。</p> <p>高齢化が進化する中、高齢者が住み慣れた地域で家族や友人と共に健康で生きがいをもって安心して暮らし続けることができる社会を構築することが求められています。高齢というだけで一律に社会的弱者と判断されたり、年齢制限が設けられたりして、働く場が十分に確保されない状況があります。一方で、介護や支援を必要とする高齢者が増加し、虐待(介護の放棄や拒否を含む)や財産・金銭面等での権利侵害、施設等における身体拘束といった問題もあります。また、高齢者を狙った消費者被害の未然防止や、全国的に高齢ドライバーのブレーキとアクセルの踏み間違いによる重大な事故が発生するなど、高齢者の交通事故防止対策も重要な課題となっています。</p> <p>さらに、介護の長期化、介護者自身の高齢化などにより、介護を行う家族等の身体的、精神的な負担が増大している状況への対応も求められています。</p>
<p>③教育・啓発・相談支援等の関連施策・事業の実施例 （令和3～4年度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発・広報事業 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間における啓発 ・小中高校生用副読本の作成、配布 ・男性の家事・育児参画の啓発 ○情報収集・発信事業 <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県男女共同参画センター（G-NETしが）情報誌の発行 ・女性問題、男女共同参画に関する図書・資料の貸出し ・「G-NETしなま」の開催 ○県民交流エンパワメント事業 <ul style="list-style-type: none"> ・「G-NETしがフェスタ」の開催 ・「G-NETしが推進員」等向け会議・研修会の開催 ○研修講座事業 <ul style="list-style-type: none"> ・講座・セミナーの開催（リーダー養成） ・若者向け講座の開催 ・出前授業 ○相談室運営事業 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画心理相談員による総合相談 ・DVカウンセリング・法律専門相談 ○女性の多様な働き方普及推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー、交流会等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待防止等対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・オレンジリボンキャンペーンの実施（街頭啓発、企業・団体とのタイアップによる啓発） ・児童虐待相談等関係職員研修の開催 ○淡海子育て応援団 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援の趣旨に賛同する企業の募集・登録 ○子どもの笑顔はぐくみプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを真ん中においた地域づくり活動（子ども食堂等）の立ち上げ支援・運営サポート等 ○「すまいる・あくしょん」普及啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの笑顔を増やすための新しい行動様式「すまいる・あくしょん」に基づく行動変容を促すための普及啓発の実施 ○「滋賀県子ども・若者総合相談窓口」設置事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ニート、引きこもり、不登校、発達障害者等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の総合相談窓口の設置および運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○レイカティア大学開催事業 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に新しい知識と教養を身につけるための学習機会を提供し社会参加を促すとともに、社会活動や地域づくりの担い手を養成 ○情報、資料の収集・提供・相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを用いた中高年の仲間づくり、生きがいづくりのシステムの運営や情報誌の発行を行うとともに、地域社会の活動に主体的に参画する中高年齢者を養成し、その社会参加を支援 ○認知症介護対策推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人が安心して医療と介護が受けられるよう人材の育成を図るため、認知症に関わる医療福祉の連携を支援する認知症に関わる保健・医療・福祉の関係者が認知症についての理解を深めることができるよう研修を実施 ○高齢者権利擁護推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止および身体拘束廃止に向け、高齢者権利擁護支援センターの委託（研修会・セミナーの開催）等の事業を実施
<p>④今後の方向性 （「令和3年度（2021年度）滋賀県人権施策基本方針および滋賀県人権施策推進計画関連施策実施状況（概要版）」より抜粋）</p>	<p>人口減少社会の本格的な到来などによって社会の状況が大きく変化中、誰もが自身の希望に応じて活躍できる環境を整えるためには、固定的な性別役割分担意識や慣習などにとらわれず、あらゆる場面で多様な選択ができ、男女が共に支え合う社会を実現することが必要不可欠です。</p> <p>そのため、男女がともに個性と能力を十分に発揮でき、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境づくりに向け今後も引き続き啓発やセミナーの実施、就労支援の充実などに取り組むとともに、人権侵害を受けた女性の相談支援等の取組の推進を図ります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関しては、外出自粛や経済不安等のストレスによるDVの深刻化が懸念されていることから、DV対策の推進にも取り組みます。</p> <p>また、性別による差別は性別役割分担意識だけでなく、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）によって生じることもあるため、こうした思い込みの解消に向けた啓発・教育の取組を推進します。</p>	<p>子どもは家族や社会にとって可能性を秘めたかけがえのない存在であり、その人権を重んじ、幸せを第一に考えるという視点に立つて、「子どもの最善の利益」が実現されるよう配慮する社会が求められています。</p> <p>そのような社会を実現するため、子どもの人権が尊重される意識の醸成を図るとともに、児童虐待の防止等の子どもの権利擁護のための取組を推進します。また、保育士やスクールソーシャルワーカーなどの子どもの成長を支える人材の養成や、ひとり親家庭への支援、いじめへの対応などにより、全ての子どもが安全・安心な環境で健やかに生まれ育つことができるよう、引き続き取組を推進します。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響によって児童虐待、貧困、非行等、子どもに関する様々な既存の問題の深刻化が懸念される状況は依然継続しているため、こうした問題の防止・解消につながる取組の一層の推進に努めます。</p>	<p>高齢化が進化する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける社会を実現するため、高齢者を支える医療・福祉サービスの提供体制を充実させるとともに、認知症などの理由によって高齢者が不当に差別を受けたり、虐待を受けたりすることがないように、引き続き必要な支援の充実に努めます。</p> <p>同時に、高齢者が地域の中で自分らしく生き生きと活躍できるようにするため、必要な環境整備や生きがいづくり活動の支援等の取組を推進します。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響による高齢者虐待の増加、地域における高齢者の孤立化・閉じこもりの拡大等が懸念される状況が継続していることから、こうした問題の防止・解消につながる環境整備・体制づくりを推進します。</p>

○滋賀県人権施策推進計画に基づく施策の実施状況について

II 重要課題への対応（対象者別）

	④障害者	⑤同和問題	⑥外国人
<p>①施策の実施方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ともに暮らす」 ・「ともに学ぶ」 ・「ともに働く」 ・「ともに活動する」 ・共生のまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・同和問題に対する正しい理解と認識、人権尊重の実践的態度の育成に向けた教育・啓発 ・地域におけるまちづくりと人づくりへの支援 ・えせ同和行為の排除 ・同和行政の総合的な推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・こころが通じるコミュニケーション支援 ・安心して暮らせる生活支援 ・活力ある多文化共生の地域づくり ・総合的・計画的な多文化共生施策の推進
<p>②現状と課題 （「令和3年度（2021年度）滋賀県人権施策基本方針および滋賀県人権施策推進計画関連施策実施状況（概要版）」より抜粋）</p>	<p>滋賀県の令和3年度（2021年度）における障害のある人の人数（手帳所持者）は、身体障害者53,802人、知的障害者15,814人、精神障害者12,278人といずれも増加傾向にあります。これらの障害者に対する福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域での暮らしを支える環境は徐々に整いつつあるものの、それぞれの人が望む暮らしを実現できる社会へは、まだ多くの課題が残されています。</p> <p>平成28年（2016年）4月1日、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。</p> <p>法律では、国や自治体、民間事業者に対して、障害者の差別的取り扱いを禁止し、「合理的配慮」の提供を求めています。また、法施行後も障害があることを理由に入店を拒否されるなどの事案が発生している状況があります。このため、法律の周知を一層進めていくとともに、法の実効性を補完し、滋賀の実践者が大切にしてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、共生社会づくりを目指すため、平成30年度（2018年度）に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を制定しました。</p> <p>また、障害者施策の基本方針、施策の実施計画として平成27年度（2015年度）に策定した「滋賀県障害者プラン」を令和3年（2021年）3月に一部改定し、共生社会の実現に向け、「すべての人が基本的な人権を尊重され、地域でともに暮らし、ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する」を基本目標として施策を進めていくこととしています。</p> <p>令和3年（2021年）6月1日現在の県内における障害者の雇用状況は、民間企業の実雇用率は2.33%（法定雇用率2.3%）、法定雇用率達成企業の割合は54.0%（全国平均47.0%）で、約5割が未達成という状況です。障害者の就労支援に向けたこれまでの取組が一定の成果をあげてはいるものの、障害者雇用の一層の促進に向けて官民の各関係機関が連携し、取組を推進することが求められています。</p> <p>さらに、グループホームなど地域における住まいの場の確保、インクルーシブ教育システムの構築、一般企業における障害者雇用への理解や受入れのための環境整備、地域における余暇活動の充実に向けた人材や活動の場の確保、ユニバーサルデザインのまちづくりや障害に対する理解の促進など、各分野にわたる幅広い取組の一層の推進にも努めています。</p>	<p>昭和44年（1969年）に「同和对策事業特別措置法」が施行されて以来33年間、同和問題の抜本的解決を図るため、特別対策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、生活環境の改善を中心に相当の成果を収め、様々な面で存在していた格差も大きく改善されました。</p> <p>こうした中、平成28年（2016年）12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行され、現在もなお部落差別が存在するとともに、インターネットの普及等、情報化の進展ともなう部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別を解消することが重要な課題であると示されました。</p> <p>また、人権に関する県民意識調査（令和3年度（2021年度））では、「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば差別は自然になくなる」という考え方について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は35.0%となり、前回（平成28年度（2016）年度）調査の40.2%よりも減少しています。</p> <p>同和問題について正しい理解がないまま間違った情報に接すると、それを鵜呑みにしてしまい、結果的に差別を温存することにもつながることから、正しく学ぶことが大切です。</p> <p>なお、部落差別解消推進法の認知度についての質問では、「知っている」と答えた人の割合は33.6%であり、令和元年（2019年）に法務省が実施した「部落差別の実態に係る調査」の同様の質問で「知っている」と答えた人の割合（8.7%）を大きく上回っていることから、県民の部落差別に関する関心の高さが伺える状況です。</p> <p>今日、地域の状況は様々ですが、同和問題の早期解決をめざして、残された課題に即した効果的な取組の推進が求められています。このため、教育・啓発活動を、国・県・市町、関係機関・団体などの多様な主体が連携し、積極的に進める必要があります。</p> <p>同時に、人権が侵害された被害者に対する相談支援の充実を図るとともに、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の根絶に向けても取り組むことが求められています。</p>	<p>県には令和3年（2021年）12月末現在、106の国・地域の32,651人の外国人の方が住んでおられ、その内訳はブラジル27.5%、ベトナム19.8%、中国14.2%などとなっていますが、平成27年（2015年）より増加傾向が続いていた外国人人口は、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための入国制限などにより、減少している状況です。</p> <p>平成元年（1989年）に「出入国管理及び難民認定法（入管法）」が改正されたことにより、日系人とその家族に定住者の在留資格が認められ、県においても南米地域の日系人を中心に外国人人口が増加しました。</p> <p>近年は、東南アジア地域出身の技能実習生を中心に、ベトナム、インドネシア国 籍の人が増加するなど、多国籍化の傾向が見られます。また、平成31年（2019年）4月には入管法が改正され、新たに創設された在留資格「特定技能」による外国人の受入が開始されました。</p> <p>以上の背景から、今後、更なる多国籍化の進展や言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人住民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられます。</p> <p>令和4年（2022年）2月に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻に関しては、県内でもウクライナへの支援の輪が広がる一方、ロシア人やベラルーシ人に対する差別的対応が問題となる事案も発生しています。</p> <p>このような状況の下、滋賀県で働き、暮らし、学ぶすべての人が、国籍などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を目指した取組を推進します。</p>
<p>③教育・啓発・相談支援等の関連施策・事業の実施例 （令和3～4年度）</p>	<p>○障害者差別解消総合推進事業 平成31年に施行した「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現に寄与することを目的として、相談体制の整備、県民や事業者等への周知・啓発等の事業を実施</p> <p>○障害者権利擁護対策事業 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のために、県域における関係機関や団体、関係者等の協力的体制の整備や支援体制の強化を図るほか、障害者の権利擁護にかかる相談等に対応するため、常設の相談窓口を開設するとともに、弁護士等による相談チームを編成して専門相談を実施</p>	<p>○人権啓発活動（同和問題啓発分） 県民の同和問題に対する理解・認識を深めるため、同和問題を人権の重要課題の一つに位置付け、「同和問題啓発強調月間」である9月を中心に様々な啓発活動を実施</p> <p>【啓発活動の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアミックス啓発（テレビCM、ラジオCM、新聞、ポスター、人権啓発床シール、啓発物品（メモ帳）、映画広告、インターネット広告（Yahoo） ・広報誌「ふれあいプラスワン」 ・メールマガジン（県HP）「じんけん通信」 ・じんけんミニフェスタ ・人権ふれあい啓発（イベント会場・商業施設等での啓発） <p>○同和問題に関する学校教育 「滋賀県同和教育基本方針」に基づき、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校及びそれぞれにおいて、社会科・総合的な学習の時間・特別活動における人権学習等で同和問題に関する教育の取組を推進</p> <p>○相談事業 同和問題をはじめとする人権課題解決のための各種事業を行う（公財）滋賀県人権センターの相談事業の支援（補助）を実施</p> <p>○地域支援 地域において生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に行う「地域総合センター」（隣保館）の運営助言および運営費・施設等整備費助成などの支援を実施</p>	<p>○多文化共生推進事業 国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、対等な地域の構成員として共に生きていくことができる「多文化共生社会」の実現のための各事業を実施</p> <p>【事業の実施例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生地域人材育成事業 ・外国人相談窓口業務 ・外国人向け情報紙発行事業 ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業
	<p>障害の有無に関わらず、誰もがその人らしく活躍することができる共生社会を実現するためには、一人ひとりが基本的な人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合える環境をつくっていくことが必要です。そのため、「この子らを世の光に」に代表される滋賀の福祉の思想を大切にしながら、障害を理由とする差別の解消に向けた相談・解決の体制整備や合理的配慮の推進などに取り組むとともに、障害の特性に応じた就労促進等、障害者の自立や社会参加の取組を促進します。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、様々な生きづらさや生活上の困難を抱える障害者の暮らしに大きな影響を与えるとともに、災害発生時の支援等の様々な課題を浮き彫りにしています。そのため、どのような社会環境や生活場面であっても、障害者が適切な支援を受けられるための施策の推進にも継続して取り組みます。</p>	<p>同和問題は、誤った知識や偏見などによって差別が温存・拡散される性質を有しています。その解消のためには、一人ひとりが同和問題について正しく学ぶことができる機会の提供が不可欠であるため、県民意識調査の結果も踏まえながら、より効果的な取組手法を検討します。その上で、今後も様々な場面・手法で同和問題に関する教育・啓発活動を粘り強く行うことにより、県民の正しい理解の促進に努めるとともに、問題の解決を阻害するえせ同和行為の根絶等にも引き続き取り組んでいきます。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等による先行きの不透明感はあるものの、外国人住民は今後も増加することが予想されます。外国人住民の増加とともに国籍や在留資格が多様化する中、コミュニケーションや生活の支援に取り組むとともに、同じ地域で暮らす外国人と日本人の相互理解が図られるよう交流の機会を増やすなど、多様な機関や主体と連携を図りながら、多文化共生の地域づくりに向けた取組を引き続き推進します。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人住民の生活環境により大きな影響を与えているものと考えられます。そのため、外国人住民が必要な支援につながるができるよう、相談支援等の取組の充実に努めます。</p> <p>ロシアによるウクライナへの軍事侵攻をきっかけとした差別的対応等に関しては、国籍や人種を理由とした差別は決して許されるものではなく、こうした事案の再発防止につながる啓発等に取り組めます。</p>

○滋賀県人権施策推進計画に基づく施策の実施状況について

II 重要課題への対応（対象者別）

	⑦患者	⑧犯罪被害者等	⑨その他
<p>①施策の実施方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療福祉提供体制の整備 ・安全、安心な医療福祉サービスの提供 ・正しい知識の普及啓発等 ・難病患者への支援の充実 ・総合的な保健・医療・福祉施策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・平穏な日常生活への復帰の支援 ・犯罪被害者等を支える社会づくり ・施策推進のための体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームレス ・刑を終えた人・保護観察中の人等 ・性同一性障害者・同性愛者等 ・アイヌの人々 ・拉致被害者等
<p>②現状と課題 （「令和3年度（2021年度）滋賀県人権施策基本方針および滋賀県人権施策推進計画関連施策実施状況（概要版）」より抜粋）</p>	<p>少子・高齢化の一層の進行、がんや認知症患者の増加など疾病構造の変化、医療技術・情報化の進展などにより、健康や病気に関する県民のニーズは多様化・高度化しており、患者の人権を尊重した質の高い医療の実現や、患者と医療関係者の望ましい関係の構築が求められています。</p> <p>さらに、今後の高齢者の急速な増加に伴い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう医療と福祉が一体となり生活を支える仕組みが必要となります。患者一人ひとりのクオリティ・オブ・ライフ(QOL、生活の質)の確保・向上という面から見て、在宅医療を含めた療養環境のさらなる整備が求められています。</p> <p>また、医療従事者と患者とのコミュニケーションや相互理解の取組をさらに進めることが必要です。県民の医療安全に対する関心は高まってきており、医療事故や医療過誤等を含めた医療行為に関わる問題について、患者や家族の立場から相談できる医療安全相談機能の充実が求められています。</p> <p>難病患者、エイズ患者・HIV感染者、肝炎患者、ハンセン病患者等に対しては、不十分な知識や誤解から、今なお差別や偏見が存在します。ハンセン病療養所入所者等については、長期間にわたる療養生活や、高齢であること、後遺症を有していることなどから、社会復帰が困難な状況にあります。</p> <p>令和2年（2020年）より感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に関しては、患者本人のみならず、家族や濃厚接触者等、周囲の関係者にまで差別や偏見による被害が生じているほか、ワクチン接種やマスク着用に関連したハラスメント等の被害も発生しています。こうした被害を防止するため、正しい知識の普及や啓発等の取組、被害者からの相談対応等を充実させることが求められています。</p>	<p>犯罪被害者およびその家族または遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、ある日突然、本人の意思とは無関係に、犯罪等の理不尽な行為により身体を傷つけられたり、家族の命を奪われたりするなどの直接的被害を受けるだけでなく、事件による精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職などによる経済的困窮、捜査・裁判による精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やメディアの過剰な取材によるストレスなど、被害後に生じる二次的被害に苦しめられています。</p> <p>人権に関する県民意識調査(令和3年度（2021年度）)では、犯罪被害者等の人権について特にどのようなことが問題だと思うかをたずねたところ、「マスコミの取材によって私生活の平穏が保てなくなったり、報道によってプライバシーが侵害されたりすること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「周囲の人やインターネット上で無責任なうわさ話をされる等の二次被害を受けること」、「犯罪被害者等の立場や気持ちについて、理解や認識が十分でないこと」の順となっています。</p> <p>二次的被害などによる犯罪被害者等が抱える課題は深刻かつ多様で、多分野にわたる支援を犯罪被害者等の視点に立って途切れることなく実施することが必要です。</p> <p>このような状況を踏まえ、犯罪被害者等が、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、行政、県民、事業者、民間支援団体等が連携し、県民みんなで犯罪被害者等の心に寄り添った支援を推進していくため、平成30年（2018年）4月に「滋賀県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。</p> <p>犯罪被害者等が、一日も早くもとの平穏な日常生活に復帰できるよう支援するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況を理解し二次的被害を生じさせない社会づくりの取組を推進することが求められています。</p>	<p>近年の犯罪情勢では、罪を犯し検挙された者の約半数が再犯者であり、こうした背景には、貧困や疾病、嗜癖(しへき)、障害、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱える者も少なくありません。また、犯罪をした高齢者・障害のある人の中には、多岐にわたるさまざまな支援を必要としている人がおり、支援があれば再犯に陥らず、社会参加を目指す人がいます。</p> <p>こうしたことから、県では、平成31年（2019年）3月に「滋賀県再犯防止推進計画」を策定し、県民の皆様が、安全・安心に暮らすことができ、誰一人取り残さない共生社会を実現していくため、犯罪の未然防止や被害者支援に加えて、犯罪をした者等の立ち直りを助けて、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」の取組の充実を図り、国・地方公共団体・民間協力者等が一丸となった取組を進めていくこととしました。</p> <p>特に、単独で生活を立て直すことが困難な高齢者や障害者に対しては、刑務所入所中から出所後の住む場所や福祉サービスなどについて調整を行う、いわゆる出口支援や、刑事手続きの段階から司法と福祉の関係機関が連携し、不起訴処分や執行猶予になった場合に地域生活する上で必要となる支援を行う、いわゆる入口支援の双方からの取組を進めています。</p> <p>また、性的指向・性自認に関しては、人権に関する県民意識調査(令和3年度（2021年度）)において、「LGBTなどに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思うか」をたずねたところ、「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でないこと」と答えた人の割合が最も高く、次いで「差別的な言動をされること」、「本人の了解を得ず、その人の性的指向や性自認を第三者に明らかにする行為（アウトティング）が行われること」の順となっています。</p> <p>一人ひとりが違いを認め合い、誰もが自分らしく生きていける社会の実現に向けた教育・啓発活動を進め、人権意識のさらなる高揚を図ることが求められています。</p>
<p>③教育・啓発・相談支援等の関連施策・事業の実施例 （令和3～4年度）</p>	<p>○難病対策推進事業 難病患者等への福祉施策の推進を図るため、相談事業、研修事業などや、難病相談支援センターの設置運営を実施</p> <p>○エイズ対策促進事業 エイズに関する正しい知識を普及・啓発するため啓発を行うとともに、エイズの早期発見と二次感染の予防のため、相談・検査事業を実施</p> <p>○ハンセン病啓発事業 ハンセン病についての正しい知識を普及し、差別や偏見をなくすため、啓発を実施するとともに、療養所に入所されている本県出身者の訪問、一時帰省招待事業を実施</p> <p>○人権啓発活動（新型コロナウイルス感染症関係分） 新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害の防止のため、様々な啓発活動を実施 【啓発活動の例】 ・メディアミックス啓発（ラジオCM、映画広告） ・広報誌「ふれあいプラスワン」 ・「STOP!!コロナ差別、NO MORE!!ワクチンハラスメント」県民運動共同メッセージ発出 ・新型コロナウイルス感染症に関連した人権研修資料（子ども版を含む）の作成</p> <p>○人権相談事業（新型コロナウイルス感染症関係分） 県各機関への新型コロナウイルス感染症関連人権侵害相談情報の集約強化および相談対応のため、「新型コロナ人権侵害対応チーム」を設置するほか、(公財)滋賀県人権センターに専用の相談窓口「新型コロナ人権相談ほっとライン」を設置</p>	<p>○犯罪被害者等支援事業 「犯罪被害者総合窓口」や「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOC0）」による犯罪被害者等への支援に取り組むとともに、犯罪被害者等を支える社会を形成するための広報啓発および支援従事者の二次受傷対策等を実施</p> <p>○犯罪被害者支援事業 犯罪被害者等の被害回復を図るため、被害者の手引の作成・配付、身体犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施等、被害者の視点に立った総合的な施策を推進</p> <p>○犯罪被害者サポートテレホン 犯罪被害者支援活動として、専門的知識を有する民間支援団体へ業務委託し、よりきめ細やかな被害者支援体制の充実を図り、犯罪被害者等からの電話相談及び直接支援（警察署等への付添い）を実施</p>	<p>○滋賀県地域生活定着支援センター事業 高齢または障害により刑務所等を出所後に自立した生活を送ることが困難な方に対し、福祉サービスの手続きや受け入れ先の調整などの支援を行うため、地域生活定着支援センターを設置し、コーディネート・相談支援等を実施</p> <p>○北朝鮮当局による人権侵害問題に対する理解を深めるための啓発事業 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）を中心として、県広報誌、ポスター、パネル、映画上映により周知・広報を実施する。</p> <p>○人権啓発活動（性の多様性、アイヌの人々） 県民に性の多様性やアイヌの人々の人権問題について正しく理解し、認識を深めていただくため、県広報誌「滋賀プラスワン」および「じんけん通信」（県ホームページ）に啓発記事を掲載</p>
<p>④今後の方向性 （「令和3年度（2021年度）滋賀県人権施策基本方針および滋賀県人権施策推進計画関連施策実施状況（概要版）」より抜粋）</p>	<p>多様化かつ高度化する県民の医療ニーズに的確に対応できる体制をつくるためには、医療機関の役割分担の明確化や関係機関間の連携など、医療を提供する側の体制整備の推進とともに、患者の尊厳が守られる環境づくりに努めることが必要です。</p> <p>そのため、医療に関する患者の相談への対応体制の充実のほか、難病患者の相談・支援体制の充実、またエイズ・HIV、肝炎、ハンセン病等に関する正しい知識の普及や啓発に引き続き取り組みます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関しては、かつてのハンセン病患者や回復者、またその家族等に対する人権侵害と同様の問題が繰り返されないようにするのは当然のこと、新たな差別等が発生することがないように、引き続き正しい知識の普及や啓発等の取組を推進するとともに、被害者からの相談対応の充実にも努めます。</p>	<p>犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等を社会全体で支えるしくみをつくることが重要です。そのため、犯罪被害者等の個人としての権利が尊重されるよう、引き続き必要な啓発等を実施するとともに、関係機関等と連携しながら、犯罪被害者等の二次的被害を防止するための相談・支援体制の充実に努めます。</p>	<p>「滋賀県再犯防止推進計画」に基づき、犯罪をした高齢者・障害のある人の立ち直りを助けて、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」の取組の充実を図ります。</p> <p>また、性的指向・性自認に関しては、社会的な関心が急速に高まりつつある一方、本人の了解を得ずその人の性的指向・性自認を第三者に明らかにする「アウトティング」の問題に表されるように、職場や学校等、社会生活の様々な場での理解や配慮が未だ十分ではない状況があると考えられます。そのため、性は多様であることを正しく理解し、誰もが自身の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることができるよう、引き続き啓発等の取組を推進します。</p>

○滋賀県人権施策推進計画に基づく施策の実施状況について

II 重要課題への対応（その他）

	①個人情報の保護	②インターネットによる人権侵害	③ヘイトスピーチ	④災害発生時の人権問題
①施策の実施方針等	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護制度の啓発 個人情報の苦情相談への対応 	<ul style="list-style-type: none"> インターネットによる人権侵害の防止のための教育・啓発 差別書き込みやネット上のいじめへの対応 関係機関・団体と連携した取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集と啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の避難支援体制の強化 広報・啓発の推進 総合的・計画的な関連施策の推進
②現状と課題 （「令和3年度（2021年度）滋賀県人権施策基本方針および滋賀県人権施策推進計画関連施策実施状況（概要版）」より抜粋）	<p>高度情報化の進展の中で、スマートフォン等の普及により情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上する一方、情報発信の匿名性を悪用した他人への誹謗中傷や、個人や集団にとって有害な情報の掲載など、インターネット上の人権侵害は大きな問題となっています。</p> <p>令和2年度（2020年度）にはSNS上での誹謗中傷が大きな社会問題となり、総務省の研究会での検討を経て、誹謗中傷の加害者情報の特定の迅速化等を目的とした関連法令（プロバイダ責任制限法）の改正が行われました。また、加害者への罰則強化に関しても、現在国会で侮辱罪の厳罰化に向けた刑法改正の審議が進められています。こうした状況を踏まえ、インターネットを利用する際のルールやマナーを守り、個人のプライバシーや名誉を尊重し正しく利用できるよう、教育や啓発を推進することが求められています。</p> <p>また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会的関心を集めています。こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、新たな差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。平成28年（2016年）6月3日には、外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されており、ヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進が図られています。</p>			
③教育・啓発・相談支援等の関連施策・事業の実施例 （令和3～4年度）	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護どこでも講座 事業者や県民の個人情報の保護に関して、県内の事業者等が開催する研修会等講師を派遣する「個人情報保護どこでも講座」を実施 ○安全安心なサイバー空間構築推進事業 サイバーボランティアによるサイバー犯罪防止教室や街頭啓発を実施し、被害者にも加害者にもならない安全・安心なサイバー空間の構築を実施 ○インターネット人権啓発事業 インターネット上における差別書き込み等の現状や問題点を把握するとともに、差別書き込み等の防止に向けた対応策などについて理解を深めるため、行政や関係団体の職員を対象に研修会を開催するほか、インターネットを利用する上でのルールとマナーについて、広く県民に啓発するため、リーフレットを配付 ○人権啓発活動（ヘイトスピーチ） ヘイトスピーチ解消に向けた啓発として、県広報誌「滋賀プラスワン」に啓発記事を掲載 ○防災と福祉の連携モデル構築事業 高齢者や障害者、医療的ケア児等の避難行動要支援者のための個別避難計画について、計画策定支援のための「滋賀モデル」をモデル地域で検証 			
④今後の方向性 （「令和3年度（2021年度）滋賀県人権施策基本方針および滋賀県人権施策推進計画関連施策実施状況（概要版）」より抜粋）	<p>インターネット上の誹謗中傷・差別書き込み等は依然として多発しており、その根絶のためには、インターネットを利用する際のルールやマナー、個人のプライバシー保護に関する正しい知識の普及に粘り強く取り組んでいくことが必要であると考えられることから、加害者への罰則強化の流れ等も踏まえながら、より伝わりやすい啓発や研修等の取組を推進します。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症に関しては、インターネットやSNS上で根拠が不明なデマが広められたり、感染者およびその家族に対する誹謗中傷が行われたりするなど、深刻な被害が発生しているため、こうした被害の防止を目的とした啓発等に引き続き取り組みます。</p> <p>ヘイトスピーチについては、「滋賀県人権施策推進計画」でも重要課題の一つとして取り上げており、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻などの国際情勢の影響による増加も懸念されることから、引き続き法務省等と連携した効果的な啓発の実施に取り組みます。</p> <p>災害発生時の人権問題に関しては、支援を必要とする要配慮者のうち、自力で避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動支援者に迅速・的確に対応するための体制の整備等を図るとともに、避難所における要配慮者への合理的な配慮の提供を推進します。</p>			